

働き方相談窓口

気軽に相談してみませんか？

これからの人生を考えた時、
仕事とプライベートを両立できるか
不安に思う方もいると思います。
そんな時のための相談窓口を設けています。
どんなに小さなことでも、
まだ実現性が薄い段階のお話でも構いません。
気にかかることがあれば、
遠慮せず気軽に相談してください。
すべての要望に応えられるわけではありませんが、
少しでも良くなるように、一緒に考えていきましょう。
WAVEは、女性も男性も、社員の皆さん全員が
イキイキと働けるよう応援します。

窓口：芳村常務取締役

長く働きたい人を応援します

いろいろな働き方

GUIDE BOOK

働きやすい良い会社、
一緒につくっていきましょう。

vol.4



困っていませんか？

結婚や出産、育児、介護、病気など、人生にはさまざまな環境の変化があります。仕事を続けていく上で不安や悩み、聞けないことはありませんか？
誰かに相談したいけどなかなか

結婚後も仕事と私生活を
両立できるか不安

保育所に
預けたいけれど
なかなか見つからない

子どもを産んでも
すぐ復帰したい

今後の
働き方を
相談したい

夫が転勤する場合は
辞めるしかない？

ITリテラシー不足で
在宅勤務できるか
不安

親の介護で
家から出られない

利用する人としていない人で
不公平ではない？

母が
要介護に…

持病により
フルタイムの勤務が困難

家庭の事情で仕方なく退社。
復帰できるの？

育休は女性しか
とれない？

短時間勤務について
相談してみたいが…

産休や育休は
とれる？

一人ひとりが長く幸せに働ける会社を目指して

社員一人ひとりがのびのびと、長く働ける会社でありたい。

利益だけでなく、社員とその家族の幸せを追求する会社になりたい。

創業以来変わらないWAVEの思いです。

ニューノーマル時代の到来により、社会全体でも働き方改革が進んでいます。

WAVEはこれまでも、そしてこれからも

社員全員が長く幸せに働き続けられる環境づくりに力を入れていきます。

働き方について希望がある人、将来に不安がある人は

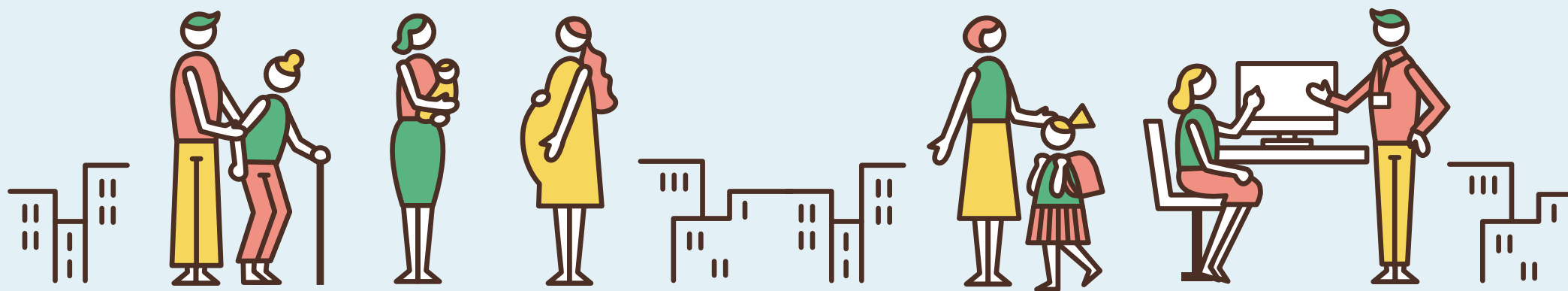
このガイドブックをご一読ください。

社員一丸となって長く幸せに働き続けられる会社を実現し、

さらに「良い会社」づくりを目指していきましょう。

3つの大前提

1. 社員の幸せのため、いろんな働き方を可能にする
2. 長くWAVEで働き続けられる環境をつくる
3. 不公平感が生まれないようフェアさを大切にする



家事や育児との両立など、
自分に合った働き方を選びたい

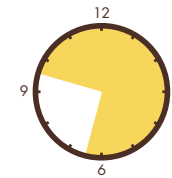
勤務時間・曜日 選択制度



フルタイム勤務では家庭と仕事を両立させるのが
難しいけれど、仕事は続けたい。
状況や事情に応じて働く時間を決めたい。

家庭と仕事を無理なく両立したい場合、会社と相談の上、
正社員のまま勤務時間や曜日を限定したり、フルタイムの正社員でも
日によって始業時間を変更したりと、フレキシブルな働き方が可能です。

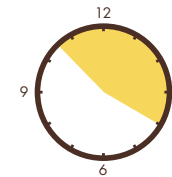
活用例 例えばこんな働き方が可能です



▶ 残業せずに働く

9:30 ⇒ 18:30

家事をするため定時で退社したい



▶ 勤務時間を限定する

10:30 ⇒ 16:00

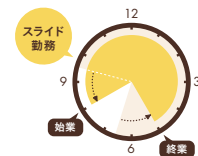
子どもが学校に行っている間だけ働きたい



▶ 出勤日を限定する

月・火・金曜日

出勤可能な曜日だけ働きたい

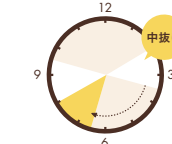


▶ 勤務時間を日によって変更する

例) 9:30 ⇒ 18:30 定時の社員の場合

8:00 ⇒ 17:00 にスライド

始業時間・終業時間を早めたい



9:30 ⇒ 中抜け 90分 ⇒ 20:00

勤務時間中に通院したい

子どもができたら
1年間は子育てに専念したい

産前後・ 育児休業



出産前後や子どもを保育所に預けるまでの期間、
どのくらい休業がとれるのか不安。

産前後休業や育児休業を利用することが可能です。
希望があれば、法律で定められた期間を超えて、
休業を取得することも検討します。

産前後休業

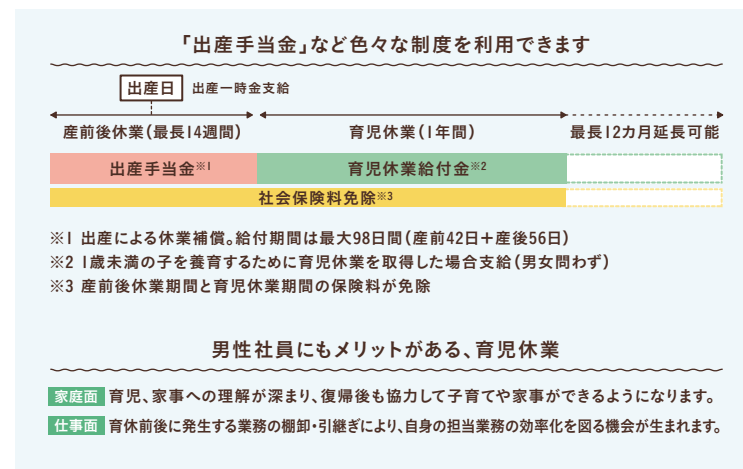
一般的に「産休」と呼ばれる産前後休業は、出産前と出産後に女性が取得できる、
法律で定められた休業期間です。

産前休業	出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から出産日までに、希望する期間取得できる休業です。
産後休業	法律により、出産の翌日から8週間は就業することができません。ただし、本人が希望し医師の許可が下りた場合のみ、産後6週間以降から働くことができます。

育児休業

1歳未満の子どもを育てるための休業で、男女両方が対象です。
原則として子ども一人につき1回の取得が可能で、期間は子どもが1歳に達する日
(誕生日の前日)までとなります。保育所などに入所できず職場復帰が難しい場合は、
子どもが2歳になるまで延長することもできます。

※産前後休業、育児休業に関しては、WAVEの就業規則にも詳しく定められています



* 制度を利用するには勤続年数などの条件があります
* 産前後・育児休業期間は無給となります

自宅で
仕事をしたい

在宅勤務



子育て、介護、病気療養、感染症対策。

いろいろな理由で、自宅で働きたい。

育児、介護、病気などの事情や個人の希望、

必要に応じて自宅で勤務することができます。

週の出社日数・在宅勤務日数は個々に設定可能。

社員一人ひとりのリテラシーを高めて柔軟な働き方を実現します。

活用例 例えばこんなスケジュールで働くことが可能です

1日の流れ (例:小学校低学年の子どもがいる場合)

仕事の合間に家事・育児をこなす。必要に応じて、昼間社外打ち合わせで外出。

7:00	朝食
7:30	子どもを学校に送り出す
8:00	掃除や洗濯などの家事をこなす
9:30	仕事開始
12:00	昼食・休憩
13:00	社外打ち合わせ(外出)→帰宅
15:00	子どもが学校から帰宅
16:00	子どもの面倒を見つつ仕事をする
19:00	業務終了
19:30	夕食

1週間のスケジュール (例:小学校低学年の子どもがいる場合)

週1回オフィスに出社し、現状報告や新規案件の打ち合わせを行う。

月	火	水	木	金
在宅	在宅 社外 打ち合わせ	在宅	オフィス 出社	在宅

相談しながら 解決しましょう

不安や悩みを抱えている人が一人ひとりに合った働き方と一緒に相談しながら解決イキイキと働ける環境を目指しましょう。

結婚後も仕事と私生活を両立できるか不安

勤務時間・曜日選択制度で両立できた

保育所に預けたいけれどもなかなか見つからない

育児休業の延長を検討してもらえた

子どもを産んでもすぐ復帰したい

子どもができたらず辞めないといけないと思っていたけれど、続けられた

今後の働き方を相談したい

気軽に相談できる環境が整っている

夫が転勤する場合は辞めるしかない？

一度は辞めたが復職できた

ITリテラシー不足で在宅勤務できるか不安

スムーズに在宅勤務ができるサポートがある

親の介護で家から出られない

介護をしながら在宅勤務ができる

利用する人としらない人で不公平ではない？

思いやりのあるフェアな職場なので安心

母が要介護に…

介護休業後も復帰できた

持病によりフルタイムの勤務が困難

正社員のままで限定時間・曜日勤務や在宅勤務ができる

家庭の事情で仕方なく退社。復帰できるの？

会社と相談のうえ復帰できた

育休は女性しかとれない？

男性も育休をとれる

短時間勤務について相談してみたいが…

相談窓口で自分の悩みを相談できて不安が和らいだ

産休や育休はとれる？

産休や育休がとれて安心

社員間で不公平が
生まれたい？

フェアさとは



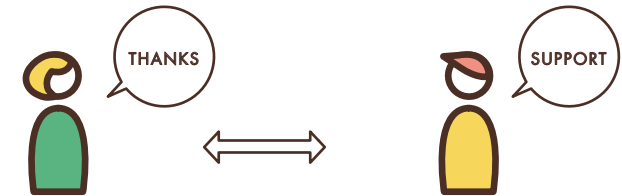
柔軟な働き方をしている人は
フルタイムで働く人よりも得をしているような気がする。

柔軟な働き方の実現には周囲の人の理解と協力が不可欠です。
だからこそ、WAVEは社員間で不公平のない会社を目指します。
どちらか一方が無理をしすぎることはないよう、
お互い思いやりのあるフェアな職場を実現していきましょう。

WAVEの考えるフェアさとは？

[時短勤務などを利用する人]

[利用しない人]



- 限られた時間の中でも真摯に仕事に取り組み、責任を持って遂行する
- 周囲の人への感謝と謙虚さを持つ

- 利用する人やその背景を理解する
- 仕事で配慮が必要な場合は温かくサポートする



- 給与などの面で「公平」を基準として判断する
- 改良すべき点があれば都度検討する

復帰後、
仕事についていける？

復帰支援



育児休業を取得後、復帰したいけれど
復帰前と同じ仕事ができるのか不安。

産前後・育児休業や介護休業から復帰する場合は、
それぞれの背景や希望する働き方の度合いを踏まえて一緒に考え、
適切な復帰支援を決めていきます。

CASE 1

デザイナー・
WEBデザイナー

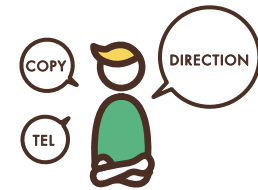


復帰した時に、
ブランクが心配…

使用するソフトや技術が常に進化する制作
の仕事。本人の意志があれば、スクール・講習
への通学費用の負担や社内デザイナーによ
る指導などを行います。

CASE 2

プランナー



休職前と同じ業務に
戻るの難しいかも…

複数の窓口を担当し、全体ディレクションを
行うことが困難な場合は業務範囲を狭める
ことも可能です。また、プランナー職自体が
難しい場合は別の職種・部署への異動も
検討できます。

一度退社したけれど、もう一度働きたい！そんな時は…

配偶者の転勤やその他さまざまな家庭の事情で離職せざるをえなくなった
場合は、復職の相談にも応じます。WAVEに対する帰属意識や離職理由や
その時々会社の状況も踏まえた判断になりますが、基本的には培った
経験・スキルを生かして再び活躍してもらいたいと考えています。

パートナーとして
自由な
働き方を推奨

提携社員や非常勤社員という雇用形態も準備。
一人ひとりにあった働き方の選択肢があります。

母が要介護に
なってしまった

介護休暇・休業



母が倒れて介護をする人がいないので、
しばらくの間仕事を休みたい。

家族の介護が必要な状態になった時、

介護休暇を取得できます。

まとまった休みが必要な場合は、介護休業も利用可能です。

介護対象者として認められるのは？

配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、
兄弟姉妹、孫 ※2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態の場合

介護休暇

通院の付き添いや介護サービスの利用、その他の世話のために取る単発の休暇。
対象となる家族1人に対し1年に最大5日まで、対象となる家族が2人以上の場合
は最大10日までの範囲で取得できます。半日単位の取得も可能です。

介護休業

家族の世話をするために比較的長期にわたり休業できる制度です。
対象となる家族1人あたり通算最大93日間を上限に、一括または分割して(3回まで)
取得できます。

※介護休暇・介護休業に関しては、WAVEの就業規則にも詳しく定められています

介護休業期間は「介護休業給付金」制度が利用できます

介護休暇



対象家族1人

1年に最大5日



対象家族2人以上

1年に最大10日

介護休業



対象家族1人につき

通算最大93日 + 介護休業給付金※

※ 介護休業開始日から最大3カ月間に限り支給

* 制度を利用するには勤続年数などの条件があります

* 介護休暇・介護休業期間は無給となり、社会保険料の免除はありません